医療機関等における税制のあり方に関する提言

一充実した医療·介護提供体制の確立と医療機関等の経営安定化のために-

平成30年(2018年)1月12日

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

会 長 常 山 正 雄

[医療機関等における税制のあり方に関する提言] - 充実した医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営安定化のために-

【提言の目的】

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会では、平成22年から平成24年、平成26年、平成27年、平成29年と5回にわたり医業経営安定化のために「医療機関等における税制のあり方に関する提言」を行ってきた。

平成29年(2017年)4月に予定されていた消費税率の10%への引き上げが、 平成31年(2019年)10月に延期されることになった。このため平成30年度 (2018年)に実施される予定の診療報酬・介護報酬の同時改定の財源を確保することは極めて厳しい状況にある。

具体的には、平成30年度の社会保障費は平成29年度から高齢化などに伴う自然増が6,300億円と見込まれているが、政府の財政健全化計画ではこの伸びを1,300億円圧縮して年5,000億円程度に抑えることとしていた。これが、10月26日に開催された経済財政諮問会議では、平成30年度は社会保障改革の節目であり、「予算での取組みは極めて重要」として「目安の5,000億円増を下回る増加に抑制すべき」という意見まで出されている。

このように財政面から厳しい経営環境下に置かれている医療機関等の経営の安定化を 図るためには、税制面から経営を支える施策を講ずることが喫緊の課題と考え、前回ま での提言を踏まえて改めて「医療機関等における税制についての提言」を行うものであ る。

【提言の趣旨】

1. 控除対象外消費税額等について

平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引き上げ時期は平成31年 (2019年)10月まで2年半延期されることとなったが、平成30年度税制改正大綱に「医療に係る消費税等の税制のあり方については、(中略)平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。」と記述された。この大綱の記述にあるとおり、医療機関等における「控除対象外消費税」問題については、平成31年度税制改正において抜本的解決のための結論が得られることが必須であると考える。

- 2. 認定医療法人制度の恒久化と医療法人の税制等について 持分なし医療法人への移行を促進するために認定医療法人制度を恒久的な制度とす るとともに、持分なし医療法人と持分あり医療法人の税制に関する改正、並びに持分 あり医療法人に対する適切な承継税制の創設を要望する。
- 3. 社会医療法人等の地域医療を支える法人の税制等について 社会医療法人が運営する医療機関は救急医療等確保事業など地域医療の重要な役割 を担っており、経営の安定化と永続性が強く望まれる。このため社会医療法人制度に ついて、制度面の改正を望むものである。
- 4. 医療機関に対する設備投資減税措置について

介護医療院への転換の際の設備投資について、税額控除など適正な税制措置を講じることや、中小医療機関に中小企業に対する設備投資減税と同等の設備投資減税が行われるように措置することを要望する。

【提言】

I. 控除対象外消費税額等について

平成31年10月1日の消費税率10%への引上げが迫るなか、医療機関等における「控除対象外消費税」問題については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、課税の公平等の視点や地域包括ケアシステム構築などの観点から抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう総合的に検討し、平成31年度税制改正において結論を得ること。

- Ⅱ. 認定医療法人制度の恒久化と医療法人の税制等について
- 1. 認定医療法人制度について、厚生労働大臣が移行計画の認定をする期間を平成32年9月30日までに限定するのではなく、恒久的な措置とすること。また、認定医療法人が「持分なし医療法人」に移行する期限について、3年を超えない範囲とされているところを5年を超えない範囲とすること。
- 2. 平成26年度税制改正で創設され、平成29年度改正により平成32年9月30日まで3年間延長された医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度について、認定医療法人制度の恒久化に合わせて恒久的な措置とすること。
- 3. 持分あり医療法人についても、平成29年3月31日現在、医療法人総数の75. 8%を占めるという実態を受容して、医業継続を図るため、持分あり医療法人に係る新たな相続税及び贈与税の納税猶予・免税制度を早急に創設すべきである。

そのため、医療法人の公益性及び非営利性に鑑み、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度と同等以上の措置とすること。

- 4. 現行の「持分あり医療法人」の出資評価方法について、類似業種比準価額方式の出資評価方法を配当のない普通法人の株式評価と同じ方法(評価算式の分母を3とし、分子の配当要素は0とする評価)に改めること。また、純資産価額方式については、医療法人の社員は各一個の議決権を有する(医療法第48条の4第1項)とされており、特定の出資社員が独占的な支配権を有することはできないため、支配割合50%未満の同族株主同様に純資産価額の80%評価とすること。
- Ⅲ. 社会医療法人等の地域医療を支える法人の税制等について
- 1. 社会医療法人は救急医療等確保事業など地域医療を担う重要な医療機関を運営していることから、地域人口の減少等によって認定要件が満たせなくなった場合に地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。また社会医療法人制度の一層の普及をはかるために救急医療等確保事業に加えて、地域包括ケアシステムの構築に資する公益性の高い事業を追加すること。

- 2. 社会医療法人の取り消しを受けた場合においては、平成28年度税制改正で、救急 医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認 定を受けた場合には、累積所得金額に対する課税の緩和措置が設けられたが、地域医 療を安定化させる観点から、従前の剰余金に対して非課税となるように措置するこ と。
- 3. 社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされているが、その公益性に鑑みて非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大すること。

IV 医療機関に対する設備投資減税措置について

- 1. 病院又は診療所から介護医療院に転換する際の改修等に係る設備投資について、税額控除など実態に即した適正な税制措置を講じること。
- 2. 中小医療機関に対する設備投資減税については、イコールフッティングの観点で、中小企業に対する設備投資減税と同等の設備投資減税が行われるように措置すること。

(公社)日本医業経営コンサルタント協会 税制専門分科会 委員名簿 (順不同・敬称略)

委 員	氏 名	当協会所属	事務所名・その他の所属等
委員長	青木 恵一	医業経営コンサルタン ト二次試験(論文)審 査委員	税理士法人青木会計 代表社員 税理士
委員	石井 孝宜	東京都支部	石井公認会計士事務所 所長 税理士・公認会計士
IJ	笠田 圭介	調査研究・提言委員会 委員、石川県支部	(株)金沢医業経営研究所 常務取締役
II.	梶原 優	副会長、医業経営コン サルタント資格認定審 査会委員	一般社団法人日本病院会 監事 医療法人 弘仁会 理事長
II.	竹田 秀	理事、医業経営コンサ ルタント資格認定審査 会委員	一般財団法人竹田健康財団 理事長
IJ	船本 智睦	京都府支部	京都紫明税理士法人 社員税理士 税理士

(問い合せ先)

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事務局 事業第一課 TEL: 03-5275-6994